

中川事務所新聞

第61号
発行所
行政書士中川事務所
兵庫県姫路市

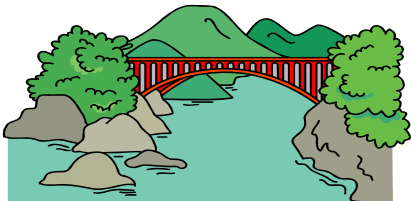
トピックス

【パソコンのメンテナンス】

暑さ厳しい折ですが、人間と同様パソコンにとっても暑さは大変です。皆さんのPCも以前に比べて音が大きくなった様子はないでしょうか？

PCはそれ自体熱を発生するため、絶えず冷却ファンが回っています。このファンに埃が積もると、その抵抗で音が大きくなります。また、冷却効率が落ちるので、回転を上げようとしてこれまた音が大きくなります。

PCの本体カバーを外してエアを吹き付けると、信じられ



ないくらい埃が出てきます。私はこの方法で大掃除したところ、新品のように静かになりました。仕事場の作業環境改善・故障予防のためにも是非ともPCの掃除をお薦めします。

【ガソリンスタンドの選択にご注意を】

相変わらずガソリン価格の上昇が続いています。私が実際に調査したところによると、最近では同じGSでも決済手段等による価格の幅が大きく、単純に店頭の看板だけでは判断できなくなっています。

価格以外の判断要素もあるとは思いますが、経費節減のためにも、GSの選択には気をつけましょう。

ちなみに、私は各種の工夫によって、最も高い看板価格より20円近く安く給油できています。

【夏季休業のお知らせ】

当社では8/13～8/17まで夏季休暇とさせていただきます。

【8月の事務予定】

- ・8月決算法人期末実地棚卸
- ・4月決算建設業決算変更届
- ・6月決算法人確定申告&納税
- ・12月決算法人中間申告&納税
- ・労働保険料第2期分納付
- ・私、中川の誕生日



知ってお得！？法律雑学

Q. 売掛金をなかなか支払ってくれない相手先を訴えてやろうと思いますが、何か注意する点がありますか？

A. 訴訟という手段を取るかどうかの判断基準は、

①費用対効果の検討

訴訟には費用と時間がかかるので、請求額との兼ね合いを検討する必要があります。

②勝訴判決＝債権回収ではな

いこと

裁判に勝っただけでは債権回収はできません。相手が任意に支払ってくれない場合は、別途強制執行手続が必要になるし、そもそも相手に資産がなければ回収は不可能です。

③必要十分な証拠があること

契約書や注文書、納品書などの証拠が十分に揃っていないければ裁判には勝てません。日頃の管理能力がポイントに

なります。

なお、60万円以下の債権の場合には、少額訴訟という手段がありますが、別の機会に触れます。



経営談義

【環境問題と経営問題の類似点】

面白い本を読みました。

「偽善エコロジー～『環境生活』が地球を破壊する～」

武田邦彦・幻冬舎新書

巷で言われたり実行されたりしている『環境生活』が、本当は環境のために良くないという内容です。例えば、

- レジ袋を使わない→ただのエゴ
- 温暖化はCO2の削減努力で防げるか→防げない
- 古紙のリサイクル→よくない



などといったように、数多くのことが一つ一つ検証されています。

この本で言われていることは要するに「部分最適ではなく、全体最適を考える」ということで、これは経営問題を考えるときと同じ視点です。目先の問題への対処を焦るあまり、全体のバランスを崩してしまつては元も子もありません。例えば経費削減という目先の事情を処理するために、戦略的支出まで削ってしまうと、売上の減少→利益の減少を招き、会社はジリ貧になっていくのと同じ構図です。

最近行政不況と言って、目先の問題への過剰反応→規制強化→不況という悪循環が

各所で多発しています。建築基準法の規制強化で建築業界が大不況に陥ったのは記憶に新しいことでしょう。

また、行政が発するものばかりではなく、民間企業においても過剰反応による業務の停滞→業績低下という流れが多発しています。経営者としては、目先の細かい問題で方向性を見失うことなく、常に全体を見渡せる了見を持ち続けたいものです。



私は毎月一〇冊の読書をノルマとしています。分野は様々です。あることがきっかけで速読の技術の習得に励んだら、読書スピードが以前の7倍くらいまで向上しました。これで毎月比較的楽にノルマを達成できるようになりました。

毎日暑い日が続いていて私も夏バテ気味です。食欲も減退して痩せ気味になるので、せめて睡眠時間だけはしっかり取るように心掛けています。娘は部活動で7日も強制減量したようですが、私にはそのような余裕はありません。

あひなわ

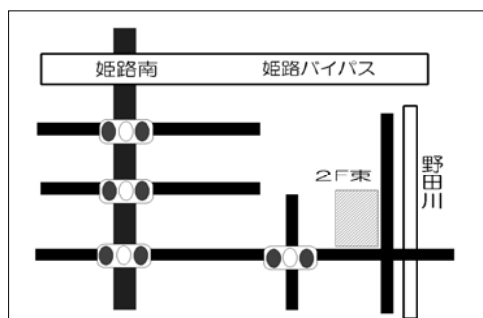
ワンストップ「経営・生活」サポーター

行政書士・中川法務会計事務所

法務会計事務所とは？

- ・ 予防法務（問題が起こる前の対策）
- ・ 戦略会計（経営に役立つ会計）
- ・ マネジメント（経営支援）

これらを駆使し、総合的にサポートする行政書士事務所です。



〒672-8043

姫路市飾磨区上野田2-1

田中ビル2階

TEL 079-243-1231

FAX 079-243-1233

nakagawa@assist-ltd.co.jp